

第1章 はじめに

1-1. はじめに

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、宮古市内の 9,088 棟の住家が被害を受け、最大 8,889 人に上る市民が避難所に避難しました。

当時、電気やガス、水道が不通となり、食料や水が十分に確保できないという困難の状況でしたが、市民の協力の下で、避難所の運営が行われていきました。

その後、宮古市は、震災で明らかになった課題を基に、避難所の見直しと共に、各避難所に対して食料の備蓄や自家発電機、通信設備の設置などの整備を進めております。

そして、平成 27 年度に、市内 11 地区において「避難所開設・運営ワークショップ」を開催し、市民の皆さまとの話し合いに基づき、避難所の開設・運営の手順を示した「避難所開設・運営マニュアル」を作成しました。

本マニュアルは作成することがゴールではありません。震災の経験や教訓を次の世代に引き継ぐためにも、定期的にマニュアルを使った訓練を行うと共に、必要に応じ更新することで、いつかまた起こるであろう災害への備えを進めていただきたいと思います。

1-2. 対象となる災害

このマニュアルが対象とする災害は、地震、津波及び地震に起因する地盤沈下による高潮のほか大雨、洪水、土砂災害等の風水害にも適用します。

1-3. 宮古市の避難所運営における基本方針

- 1) 住民組織と避難者自身による、互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指します
- 2) 避難所では、特定の人だけが頑張りすぎることのないように、全員が力を合わせて運営を行います。
- 3) 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（以下、「要配慮者」）に優しい避難所を目指し、女性の方や子どもに配慮した避難所づくりにも取り組みます。

1-4. 避難所開設・運営マニュアルの使い方

この「宮古市避難所開設・運営マニュアル」は、大きく「**平常時準備編**」、「**災害時初動期編**」、「**災害時展開期編**」、「**避難所集約期～撤収期編**」の4つに分け、それぞれにおいて必要となる対応をまとめています。

具体的には以下のような目次構成になっています。

1. はじめに	避難所運営における基本方針やマニュアルの使い方を記載しています。
2. 避難所の運営体系	避難所の開設条件や対象者、避難所運営委員会の構成など、宮古市の避難所運営における概要を記載しています。
3. 平常時準備編 (避難所の開設準備)	円滑な避難所開設・運営に向けて、平時から準備・確認すべき事項をまとめています。
4. 災害時初動期編 (概ね発災 24 時間後まで)	概ね発災 24 時間後まで に行う、開設～避難者の受け入れ～備蓄物資の配布などの対応事項を取りまとめています。
5. 災害時展開期編 (概ね発災 24 時間後以降)	概ね発災 24 時間後以降 (被害が発生し、避難所生活が長期化することが想定される場合)、避難所運営委員会を組織し、本格的な避難所運営に移る際の、各班や居住グループが行うことを取りまとめています。
6. 避難所集約期 ～撤収期編	ライフラインが回復し、徐々に避難者が減少していく状況において、避難所の集約や閉鎖を行う際の手順や留意事項を記載しています。
～資料編～	主要連絡先や各種様式、避難所毎のレイアウト・間取り図などの資料を収録しています。

1-5. 災害規模に応じた避難所の対応

災害の規模に応じて、避難所マニュアルにおける対応のレベルを以下の3つに分けます。

小 災害規模 大		災害レベル	避難所運営マニュアルでの対応事項
		①自主避難 (避難指示等未発令)	「4. 初動期編」の「 4-5. 総務情報担当の災害時初動期対応 」まで実施
		②避難指示等発令時	「 4. 災害時初動期編 」をすべて実施
		③被害が発生し、避難所生活が長期化することが想定される場合	「 4. 災害時初動期編 」に加え、「 5. 災害時展開期編 」以降も実施